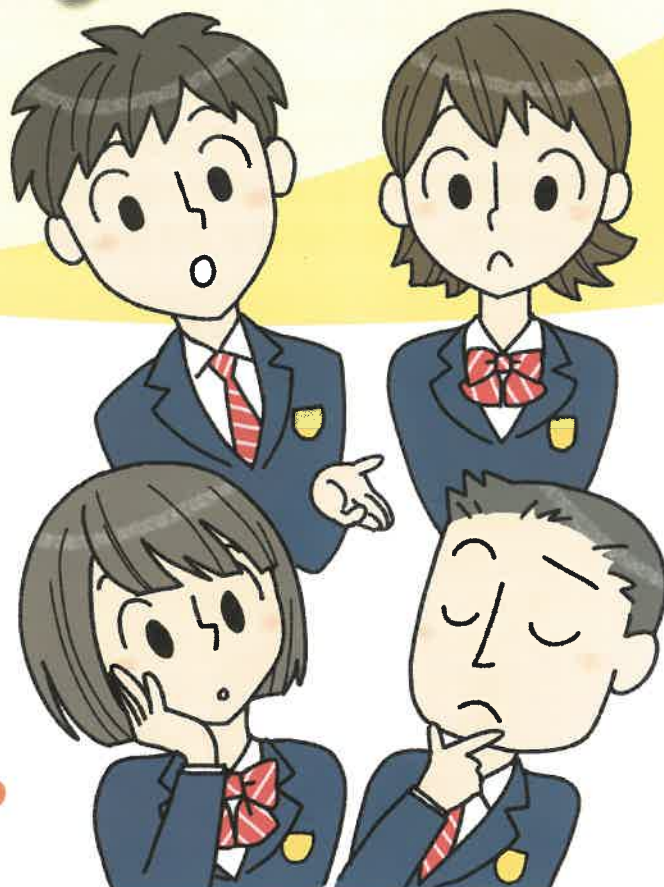


2022年4月1日から成年年齢が**18歳**になります!

成年(オトナ)になったら

できること



Q 「オトナ」って?

一般的な基準としては、民法が定める「成年」の年齢に達している人が「オトナ」です。一方、成年年齢に達していない人は「未成年者」となります。

成年年齢に達した人は、法律上は父母の親権に従わなくてもよいので、親の同意を得なくても、自分の意思で契約するなどさまざまなことができるようになります。

Q なぜ成年年齢を20歳から18歳に引き下げるの?

18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としており、世界的にも18歳を成年年齢とするのが主流です。またすでに、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢は、18歳に引き下げられています。

Q いつから18歳が成年になるの?

2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。そのため、2002年4月2日～2004年4月1日生まれの人は、2022年4月1日に成年となります。2004年4月2日以降に生まれた人は、18歳の誕生日から成年となります。

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
2002年4月1日以前の生まれ	20歳の誕生日から	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	2022年4月1日から	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日	2022年4月1日から	18歳
2004年4月2日以降の生まれ	18歳の誕生日から	18歳

●相談・お問い合わせは

伊丹市立消費生活センター

〒664-0895伊丹市宮ノ前2丁目2番2号

☎072-775-1298 (相談/月～金曜日午前9時～午後4時15分)

772-0261 (事務) FAX 072-775-3811

18歳になったらできること

Q 18歳(成年)になったら何ができるようになるの？

18歳(成年)になった人は多くのことができるようになります。たとえば、自分一人でも契約をすることができるようになります。また、住む場所や、進学・就職といった進路も、自分の意思で決めることができるようになります。

一方で、女性の結婚ができるようになる年齢は、16歳から18歳に引き上げられます。

18歳になったらできることの例

契約

親権に服さない年齢として、父母の同意がなくても、自分一人の意思でさまざまな契約をすることができます。



「契約の例」

- スマートフォンを購入する。
- 一人暮らしのためにアパートを借りる。
- ローンを組んで自動車などの高額商品を購入する(返済能力を超えるローンと認められて契約できないこともあります)。
- クレジットカードをつくる(支払い能力の審査の結果、カードがつかれないこともあります)。
など

結婚

女性の婚姻開始年齢が16歳から、男性と同じ18歳に変わります。

これは現代の社会・経済の複雑化や、高校進学率の上昇などから、結婚には少なくとも18歳程度の成熟が必要という理由からです。



その他の変わること

- 10年有効パスポートの取得
- 国家資格の取得と資格にもとづく就職(医師・薬剤師・公認会計士・司法書士・行政書士・社会保険労務士など)
- 性同一性障害者の性別変更請求
- 外国人の帰化申請 など

現在でも18歳になったらできること

- 普通自動車免許の取得
- 国民投票の投票
- 選挙の投票や選挙運動
- 男性の結婚

- 深夜労働
- パチンコ

※高校生の「深夜労働」や「パチンコ」は、多くの場合、学校や企業などが禁止しています。

20歳になったらできること

Q 18歳(成年)になってもできないこともあるの？

成年年齢(18歳)に達しても、20歳になってからしかできないことがあります。

たとえば、飲酒や喫煙ができるようになるのは、2022年4月1日以降も、従来どおり20歳になってからです。また、競馬や競輪などの公営ギャンブルの解禁年齢も20歳のままで据え置かれますので注意しましょう。

20歳になってからできることの例

飲酒

「お酒」についての年齢制限は、20歳のまま維持されます。これは飲酒による健康被害などが懸念されるという理由からです。

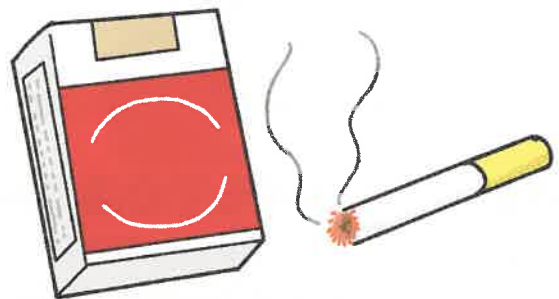
お酒が飲める年齢になっても、飲みすぎは禁物。適量を心がけましょう。



喫煙

「たばこ」についての年齢制限も、飲酒と同様20歳のまま維持されます。喫煙による健康被害などが懸念されるからです。

たばこが吸える年齢になっても、健康維持のためには吸わないほうがよいでしょう。



公営ギャンブル

以下の4つの公営ギャンブルの年齢制限については、20歳のまま維持されます

- 競馬
- 競艇(ボートレース)
- 競輪
- オートレース

これは、ギャンブル依存症への対策などの観点によるものです。



国民年金

国民年金の被保険者資格を得るのは、従来どおり20歳になってからです。

つまり、国民年金保険料の納付義務が発生するのも、20歳になってからになります。

その他の変わらないこと

- 養子をとることができる年齢
- 大型・中型免許の取得年齢
- 児童自立生活援助事業の対象年齢の上限
- 養育費を支払う対象年齢の上限 など

「契約」には十分な注意を!

成年年齢の引き下げによる、若者の消費者被害の拡大が心配されています。「契約」を安易に考えず、正しい知識をもって悪質商法などにだまされないようにしましょう。

●契約には「責任」が生じる

契約とは、法的な責任が生じる約束のことで、商品やサービスの売り手と買い手の意思が合意したときに契約は成立し、権利や義務といった法的拘束力をもちます。そのため一方的に契約を取り消すことは原則としてできません。

口約束でも契約は成立します。契約書に署名や押印をするのは、証拠を残すためのものです。

売り手(承諾)



買い手(申し込み)



●「未成年と成年」ではリスクが違う

社会経験の少ない若者を悪質商法などから保護するために、(少額契約を除き)未成年者の契約は親の同意が必要と法律で定められています。そのため、未成年者が親の同意を得ずにした契約は、原則取り消すことができます。

そこで悪質業者は、親の同意が不要で、一方的には契約を取り消せない「新成人」をねらいます。成年年齢が引き下げられた新成人は、より一層の注意が必要です。



●成年になってもできる「契約の取り消し」

「クーリング・オフ」による取り消し

訪問販売や強引な電話勧誘などで慎重に検討する余裕がないまま契約をしてしまったときのために、8日間(マルチ商法などは20日間)以内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

※通信販売で買った商品など、クーリング・オフができないものもあります。

「消費者契約法」による取り消し

事業者に以下のような不当な勧誘があった場合は、契約を取り消すことができます。

- 重要事項でうそをつく、不利益になることを告げない、将来の不確実な事項について確実であると告げる、などにより、消費者が誤認して契約した
 - 帰ってくれ・帰りたいたいという意思表示を無視する、消費者の抱いている不安をあおる、消費者の抱いている恋愛感情に付けこむ、などにより、消費者が困惑して契約した
- など

※上記以外でも取り消しできる場合があります。困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは一人で悩まず
「消費者ホットライン」

い や や
局番なし **188**

3桁の電話番号を押してください。お近くの消費生活センターなどの相談窓口をご案内します。

※法務省の資料を参考に作成しています。